

## 必ずお読みください

### 旅行代金のお支払いと取り消し時の返金について

- 本プランは以下のお申し込み方法・決済方法で受付しております。

#### インターネットでお申込み

「佐渡で発見！エンジョイプラン」の佐渡体験パック各プランのページのフォームにお客様情報をご入力ください。そのまま「リクルートかんたん決済」を経由し、クレジットカードでのお支払いが可能です。※ご利用には「リクルートかんたん決済」への登録が必要となります。

※電話でのお申込み、現金でのお支払は受け付けておりません。あらかじめご了承ください。

- 取消・変更が生じた場合はすみやかに当機構までご連絡ください。お客様のご都合でキャンセルされる場合、キャンセル料金が発生する場合があります。キャンセルについては必ず事前に旅行条件の該当項目をご確認ください。

#### ●キャンセル時等の返金について

ご旅行の取消や変更等で返金が生じた場合、クレジットカード会社を経由して返金致します。取消料が発生している場合は、取消料を差し引いた金額の返金となります。インターネット決済の場合は、取消料のみのご請求となる場合があります。

- 未成年者の方（20歳未満）の1人またはお友達同士での参加はご親権者様の同意をいただいたお申し込みとなりますので、同意書の提出をお願いします。

### 小人料金について

- 小人料金は小学生（6歳以上12歳以下）のお子様を対象になります。
- 未就学児の場合、「こども」と同じ体験サービスを受けたい場合は「こども」にてお申し込みください。なお体験サービスを受けない場合は無料となります。（保護者に同伴する場合など）

### 車両航送ご希望の場合

- 佐渡体験パックと車両航送を一緒に予約されたお客様には、佐渡体験パック割引航送運賃が適用されます。
- 佐渡体験パックには車両航送代金は含まれておりません。車両航送代金は、往路乗船日当日に新潟港佐渡汽船ターミナル窓口にてご確認の上、お支払いください。

### 佐渡汽船欠航時について

- 佐渡汽船就欠航の決定については、原則として出航時刻の60分前となります。就欠航のお問い合わせにつきましては、乗船港に直接お問い合わせください。（新潟港：025-245-5111・HP <https://www.sadokisen.co.jp/>）

#### ●往路便が欠航

乗船予定便が欠航し、体験プランに参加できない場合、体験はキャンセル・もしくは日時を変更していただきます。キャンセルの場合は全額返金致します。

#### ●復路便が欠航

乗船券をお持ちいただき、佐渡汽船ターミナルきつぷ売場にて、他の就航便に変更をお願いします。

- 延泊の必要が生じた場合の追加の宿泊費・食事代・交通費等はお客様のご負担となります。

旅行条件のご案内（要約）※お申し込みの際には別途お渡しする旅行条件書をお受け取りになり十分にお読みください。

#### ●企画旅行契約

この旅行は（一社）佐渡観光交流機構（新潟県佐渡市両津夷384-11 新潟県知事登録旅行業第2-342号以下「当社」）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。また、旅行条件は下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする予約確認書（バウチャー）と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

#### ●旅行のお申込み及び契約成立時期

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、お申込金を添えてお申し込みください。
- (2) 電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段でお申込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。

(3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。

#### ●旅行代金に含まれるもの

旅行代金には、ホームページに掲載された交通費・体験費・保険費・諸税等が含まれます。

#### ●取消料

旅行契約後、お客様のご都合によりお取消しになる場合は、次の取消料をお支払いいただきます。なお佐渡汽船欠航時や天候不良等で予定された体験を中止せざるを得ない場合はこの限りではありません。

取消日	a.21日前 (日帰りは11日 前)	b.20日前 (日帰りは10日 前)	c.7日前 (d～fは除く)	d.前日	e.当日 (f)を除く	f.旅行開始後及 び無連絡不参加
取消料	無料	20%	30%	40%	50%	100%

#### ●特別補償

当社がお客様が企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、一定の補償金及び見舞金を支払います。

#### ●旅程保証

旅行日程の重要な変更が行われた場合は旅行業約款（企画旅行契約）の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、お客様自身の希望により生じる追加代金を除いた金額です。

#### ●免責事項

次の場合は、当社では賠償の責は負いません。天災地変、同盟罷業その他不可抗力により生じた損害。盗難、疾病などお客様の故意又は過失によって生じた損害。お客様の法令又は公序良俗に反する行為、運輸、宿泊機関など当社以外の責によって生じた損害。その他の事項については国土交通省認可の当社旅行業約款によります。

#### ●国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客さまご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

#### ●個人情報の取扱いについて

当社及び受託旅行業者は、ご旅行申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な範囲内で利用させていただきます

#### ●旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、各パンフレットまたはホームページなどに明示した日付となります。

## 旅行企画・実施

### 一般社団法人佐渡観光交流機構

新潟県知事登録旅行業第2-342号

国内旅行業務取扱管理者／ウィロビー晃恵・鈴木恵美

(一般社団法人全国旅行業協会正会員)

〒952-0014 新潟県佐渡市両津湊353 (佐渡汽船両津港ターミナル内)

TEL : 0259-27-5000 FAX : 0259-23-5030

ホームページ <https://www.visitsado.com>

国内旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。